「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「放課後事業」

**（事務局）**　それでは、次の議論に移ります。

こども青少年局の所管の放課後事業です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

**（改革ＰＴ）**　事業再構築担当部長の長沢です。よろしくお願いいたします。

放課後事業ですけれども、現在、大阪市では３種類、事業を実施しておりまして、まずはいきいき放課後事業、これは小学校で実施しておりまして、298カ所、18時までということで、基本的には無料で実施しておるものでございます。それから、子どもの家事業、これは民間への補助で30カ所実施しております。18時までで無料ということです。それから、留守家庭児童対策事業ということで、これは109カ所、時間帯は各施設がそれぞれ設定をして、料金は月２万円程度を徴収しておられるということでございます。

見直しの考え方ですけれども、これら重複する事業を整理いたしまして、地域のニーズにこたえるということで、公募によりまして地域団体等に学校を開放して放課後事業を実施する。子どもの家事業、そして留守家庭児童対策事業の実施主体が学校で実施される事業に参画できるよう、機会を確保しながら事業の統合化を図っていただくということにしております。また、時間延長などのサービスに応じた負担を求めていくということでございまして、見直し的には子どもの家事業、留守家庭児童対策事業の補助金程度の金額が、統合化によりまして削減、トータルとしてできるのではないかということでございます。実施時期については平成25年度としております。

以上でございます。

**（事務局）**　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

**（こども青少年局）**　こども青少年局長、内本でございます。

ただいまの御説明につきまして、局の考え方を申し上げます。

まず、いきいきの見直しにつきましてですが、もう御案内のとおり、24年度から直営

でやると。この趣旨につきましては、今もありましたけれども、公募をするということで、地域ニーズに応じた地域主体の運営というのを目指したいというふうに考えておりますが、そのことだけではなく、そこに下線で書かせていただいておりますけれども、学校施設利用に係る条件整理、活動時間の延長、それから保護者負担、指導員の資格要件・単価、それから災害補償、保険の関係、また2,000人を抱える障害児への対応など、かなり多岐にわたる問題がございますので、この１年間をかけて、どういう形がいいのか。例えば、事業者が、ただ単にコンペでやりますと事業者がころころ変わって、選択というよりもこっちが選んだのを子供たちに押しつけるといふうになってはいけないんじゃないかとか、規模をどういう形で公募するのか、約300校ございますので、300をばらばらにして公募をするということの効率性とか、そうでなければ区レベルぐらいでやるのかとか、そういったことについてもこの１年間をかけて検証したいということで、今年度、直接実施ということでさせていただいたところでございます。

それで、その中で時間延長ということも一応考えておりまして、有料化による時間延長。ただいま６時までですので、それを７時ぐらいまでにして有料化できないかということも、今年度するということで考えております。それにつきましては、やはり留守家庭のニーズというのがこれからもふえていくだろうということで、保護者負担もいただきながらというふうに思っておるところではございますけれども、先ほどございました学童とか子どもの家、これは補助事業で、とりわけ学童につきましては、指導者と保護者の信頼関係の中で内容も含めてつくってきたものでございまして、それぞれメニューもさまざまでございます。したがいまして、時間延長しても保護者が必ずしもいきいきのほうを選択して来るかというと、そうでもないのではないかなというふうに考えております。

また、これ、25年度から補助金を廃止というふうに書いておりまして、25年度から補助金を廃止ということになりますと、親が無理やりにいきいきに自分の子供を行かせるのか、また、もし補助金がなくなるとなれば、残った人たちで高い利用料を払ってまで学童に行かせるのかという、そういう選択が親に迫られるということで、子供の気持ちなどを考えて、子の親も非常に悩むことになります。また、親自身も自分の就労について非常に不安になると、とりわけ学童につきましては、子どもの家につきましても、中高生の障害児を持つ親などもありますので、そのあたりにつきまして、25

年度からの実施ということは非常に、いわゆるユーザーが子供であること、また子供を持つ親であることを考えますと非常に乱暴な議論ではないかというふうに、この案を見て考えているところでございます。

また現在、いきいき、６万人程度の登録人数ですけれども、実際１万6,000人ぐらいが利用しております。１教室50人強ぐらいのものでして、今でももう狭いというふうなことで、ぎゅうぎゅうなとこもたくさんございますので、ここに子どもの家と合わせまして4,000人ふえるとなりますと、学校のスペース確保自身も非常に困難になるというふうなことにもなります。

また、現在の留守家庭の指導員の、補助金を切って学童ができなくなるといいますと、今、働いてる指導員の方の雇用がなくなるのではないかというふうに非常に危惧しておるところでございます。今、ここの案では、子どもの家とか留守家庭児童対策事業の実施主体が学校で実施される事業に参画できる機会を確保というふうに言われてはおるんですけれども、それにつきまして、ちょっと今おっしゃってることが、今の学童は大阪市の場合、半分以上が19人未満でやっておられるような小さいところが多いので、ここが参画、参画とおっしゃいますけれども、結局、競争に勝ちなさいと、勝ったらやったらいいけれども、勝てなかったら補助金カットするから解散するんですかというようなことをちょっと迫られてるように、ちょっと私どもにはこの案が見えます。そのあたりにつきましては、もう少しちょっと御説明もいただかないと検討のしようがないなというふうにちょっと思っておりますので、その点につきましてもよろしくお願いしたいと思います。

横浜市も名古屋市もここに例として書いていただいてるんですけれども、時間延長してやってはおるんですけれども、その両市ともいわゆる学童、留守家庭の対策でやっておるところはなくなっておりませんし、むしろ大阪市の２倍、３倍という子供たちが学童を利用しているという状況になっております。ということですので、できるだけいきいきを延長することによって、そういう放課後へのニーズについて対応もしていきたいと思いますけれども、少なくともいきいきの補完的な役割としては必要ではないかというふうに考えておりますし、また、なくならないのではないかというふうに思っております。

国のほうも留守家庭事業を充実させるような方向でもございますので、むしろそういうことをするということが親の選択肢を奪うことになるということで、むしろ先ほど

申しましたユーザーが子供たちであり、子を持つ親であるということをもう少し考えていただきたいなということで思っておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

また、私どものスケジュール感といたしましては、１ページにも書かせていただいておるんですけれども、24年度につきましては、先ほど申しましたが、直接実施を通じて課題整理をさせていただきたいと。公募手法について検討いたしますと。25年度につきましては、いきいきの公募による地域主体の運営の実施、また公募実施後の運営主体による内容を検証させていただきたいというふうに考えております。

また、先ほどございました子どもの家事業につきましては、今の状況で言いますとほぼほとんどが留守家庭対策という形になってきているので、そちらのほうに移行するように努めていきたいと思っております。

26年度以降に各区の実情に応じた放課後事業の実施ということで、これも全部一斉にできるかどうかというのが非常にちょっと不安なところでございますけれども、できるところからやっていきたいなというふうに考えております。

いきいきの保護者負担につきまして、これまで無料ということでしたけれども、先ほど申し上げましたように、まず５時以降とか土曜日とかをどういうふうにしていくのか、そこを有料にするというようなことを、まずは考えたいと。それで、先ほどの時間延長などサービスに応じた負担を求めるというのが、ちょっとどういう意味かまだよくわかりませんが、その本体のところの有料化ということでありましたら、その辺につきまして保護者負担をどうするのかとか、減免をどうするのかとか、かなりの問題がございますので、その辺につきましても、一たんそういう形をつくり上げた上で、さらに検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

**（事務局）**　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。よろしくお願いします。

**（改革ＰＴ）**　このスケジュールでいきますと、25年度に子どもの家事業の留守家庭児童対策への移行というようなこと、もしくはいきいきへの編入と、こう書いておるんですけれども、これは我々がちょっと言っておりますことになるのかですね、留守家庭対策もいきいきへ編入されるのか、子どもの家事業が留守家庭対策に編入されるだけ

なのか、このあたりがちょっとこの資料でよくわからなかったところと、26年度からでしたら全体を統合化できるような方向でいけますということなのか、もう少し先ほど懸念いろいろとおっしゃっておられましたので、19名未満のところが大抵で、そういった事業者がいきいきまでできるかなというようなことなのかもしれませんけども、いろんな組み合わせでやっていきはるのかですね、コラボをしながら。それがすぐできるのかと言われると、確かにいろいろと話し合いなり、時間が要るというのはわかりますけれども、基本的に目指す方向は学校の開放をできるだけして、箇所数を１カ所で集中してやるほうが、我々は効率的ではないかなと。その中で事業者が複数になるのかですね、１事業者でコラボをいただいて、全児童対策も留守家庭対策もやれるのか、そのあたりのちょっと見込みがですね、やれないとおっしゃっておられるのか、やれるとおっしゃってるのか、ちょっとよくわからなかったもんで、そのあたりちょっとお聞かせ願えますか。

**（こども青少年局）**　子どもの家事業につきましては、今、30カ所で、この間ずっと減ってきております。ほとんどが学童をやっていることで、学童のほうに移行してるので、基本的にそういうふうになるというふうに思っております。

学童につきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな状況が違うということで、いきいきと一緒にするというのは基本的に無理ではないかと思っております。親のニーズにもよりますけれども、それを無理やりに持っていくというのは非常に無理なので、まず保育所から小学校に上がる子たちについては、いきいきも時間延長しますよということで、そっちの利用について誘導するというのは可能かなとは思っておりますが、学童につきましては高学年まで預かっております。一方で、いきいきは低学年ということでなっておりますので、指導員なんかもその子たちを一遍に見るのかというのが、まず非常に難しいのではないかと思いますし、内容が違うものをコラボしてやれと言われても、そううまくいくのかどうかというのは、ちょっと今、ようお答えできないというのが実情です。

26年度からさせていただくのは、いきいきの地域主体を見据えた運営主体ということで考えておるところでして、そこに学童を一緒になってどうとかこうとかいうところは、まだ全く今のところは考えておりません。

**（改革ＰＴ）**　済みません、まずちょっと確認をしておきたいんですけれども、ニュアンス的にいきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業、これはそもそも違うもんだから

統合に全くなじまないのか、例えば資料の５ページなんかの表を見せていただきますと、実施場所なんかで留守家庭児童対策事業のほうを見ますと、民家が93でありますとか、集会所４、その他１とか、そういう場所をみずから確保してやっていただいてるというふうなこともありまして、確かに保護者の方が期待しておられる内容とか、そういうものに違いがあるというふうなことはあるんでしょうけれども、まあ働いておられる方なり、あるいは事情があって子供たちの居場所を求めておられる方に対して居場所を提供するという意味で言うと、広い意味では同じなのかなというふうなことと、それと場所を確かにすべての小学校で今のニーズをカバーし切れるのかどうかというのも、それは現実に進めていく中で出てくる課題だとは思うんですけれども、まず大前提として、そもそも一体化することはもう水と油で全く違うのか、進めるに当たっても、やはりそれぞれ留守家庭児童対策事業ではやっておられる内容が違うのか、あるいは保護者の方と指導員の方、あるいは子供たちと指導員の皆さんとの関係とか、そういうものがあって、なかなか一朝一夕にはいかないというふうなものという意味なのか、まずそこの水と油なのか、そうでもないのかという点をまず確認したいです。

**（こども青少年局）**　水と油かというより、まあ、今の状況は水と油ではないかと思います。今、学童をやっておられる方は、先ほど申し上げましたように、いわゆるそこの中で地域コミュニティーみたいなのができてるという中で、児童いきいき放課後というのは、遊び場所がない子供たちにそれを、都会の中でないところを学校を開放して自由に使ってくださいというのが趣旨です。学童は自分たちで、補助事業でいろんなメニューを考えて指導員の方たちと一緒にやっておられるということで、まずはかなり違いがあるんではないかと私たちは考えております。

また、これにつきましては、国のほうの補助制度が全く厚生労働省と文科省との考え方に差がありまして、全然相入れないということで、今回も新システムに向けて両方を一緒にするべきでないかという議論もたくさんあったようですけれども、やはり今回の新しいシステムにつきましては、厚労省のほうは、それは基本的に必要な部分にだけ税金を入れるのだと。少なくともいわゆるいきいきの部分については、まあ言っても必ずしもみんなの税金をつぎ込んでまでやる事業じゃないんじゃないかということで、留守家庭を充実していこうという方向でございます。

ただ、私どものほうは、これまでやはり都会という、遊び場所がないということにま

ず力点を置きまして、無料で学校を使ってもらったらということで、今、保険料ということで500円取っておりますけれども、まずはそういうところから始めてきたところですので、もともとの趣旨がかなり違うということについても御理解いただきたいと思います。

**（改革ＰＴ）**　もともとの趣旨が違う、現状がそうだというのと、どういうふうに合わせていこうかという、ちょっとそこは分けて考えるべきかなと思います。

今、もともとの目的が違うから違うんだというのか、まさに今、留守家庭児童対策事業を利用しておられる方がどういうふうなニーズを持っておられるのか。例えば、いきいき放課後事業の一環としてこういうサービスを提供できるというふうな、そういう観点から拡充をすれば、そっちで見てもらってもいいよというふうなことがあり得るのか、あり得ないのかというふうなこと。その辺と、もう一つは、そもそも原因が国の補助制度にあるのか、国の補助制度の問題が問題であれば、この点の問題もありますというふうなことで、まず具体的に進めるというか、検討するに当たっての課題として、何か少し全く保護者の皆さんの意向が反映されていないとか、少しちょっとそういうニュアンスの発言のように受け取りましたんで、もう少し整理をした議論をちょっとしたいなと思いますので、そもそも目的が違うというふうなことは、それは目的が違う事業として今、それぞれ補助事業としてやってきてるわけですから、それは違うのは、ある意味、現状としてはそうなるんだろうと。ただし、今、目的が違うけれども、それが利用者のニーズとそれぞれの目的が全く直結してるのか。まさにユーザーというお言葉がありましたけれども、利用者の人からしてみれば、こういうサービスを提供すればこうですよというふうなことで、そこに改善というか、統合していく要素、余地があるのかないのか、それと国庫補助の関係、その利用者の点と補助の関係と、その２点について、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

**（こども青少年局）**　利用者につきましては、全然あり得ないかと言ったら、ゼロではないと思います。でも、学童がなくなるかと言ったら、そうではないということを申し上げていまして、横浜でも名古屋でもそうですよと。それは現実にそうでしょうということを申し上げてます。ですから、いきいきを拡充、時間延長することによって、そっちのほうがいいわと、学童のところに行くよりもこっちが近いからというようなことで行かれる、そういうのはないということは全く否定しません。ですので、例えば保育所から小学校に上がるところに、そういうことを申し上げていくというのはい

いと思うんですけれども、この案で言いますと、25年度から廃止をして、そこに誘導するというふうに私にはこの案が思えますので、それはちょっと余りに違うのではないかと。

それと国の補助制度につきましては、これは別でございまして、学校でやるときは２教室を用意しないといけません。同じ人がやっていては補助がもらえないということになって、それは厳しい一応制度になっておりますので、それは非常に大きな足かせになっているということは感じております。

以上です。

**（こども青少年局）**　済みません、放課後事業担当課長青柳と申します。

国の制度がちょっと２本立てというのは、確かに。これ、いきいきのほうに集約したとなったら、その補助金の制度をどう活用していくのか、財源としても。それはまた実際にやっぱりこれから公募を目指すわけですので、それはちょっとシミュレーションの必要があると思うんですけど。

私どもが言いたいのは、公募をするときにいろんなニーズをこれから酌み取っていこうと。主にやっぱり、昨年、いきいきとか学童保育の利用者にアンケートを実施したんですけども、それぞれの評価がやっぱり時間延長、学童とか子どもの家については。そこが非常に高いんで、もちろん今、いきいきというのが学校でやる事業ですので、非常に、例えば夜遅くまで残ってたらおやつをもらおうと思ったら、授業中におやつを持ってきて、そのまま放課後にとかいうのが非常に学校教育との関係で困難であったり、学校の中でやることについていろんな制約があるのは事実ですので、補助事業としての学童はさまざまなバリエーション、保護者とまさに指導者が自分らで活動内容を決められると。そこまで自由な幅広い活動ができるかというと、これはちょっといきいきは制約される部分があると思いますので、今、これから公募の条件、どんな契約にしようとするか、何を取り込んでいくか、時間延長にしても、何時までやっていくのかと、今、学童とか子どもの家というのは７時までやってるところ、８時までやってるとこ、さまざまありますので、それを今、いきいきは６時まで無料ですが、それ以降、オプションメニューとしてお金を取りながらやっていくとなると、果たして今度はそれで採算がとれるのか。

それと今までいきいきというのは教育振興公社１本でこれまで等質、均質のサービスを一律にすべての学校でやるということに主眼を置いてありましたが、これから地域

ごとのニーズを取り込むということは、いろいろ幅ができてくるということです。教育振興公社以外の業者というか事業主体、これが法人になるのか、どんな団体になるのかというのはこれからですけども、それが実際に公募後にどれだけのコスト、マージンを必要としてやるか、そういったことも検証をしていきたいということです。

その上でこの学童保育、留守家庭児童対策について、そういう今までやってたニーズがすべて新たな形のいきいきでできるのかどうか、それを検証してみたいという趣旨でございます。

**（改革ＰＴ）**　今のお話を聞いてるとわかりますので、つまり、入り口から否定するんじゃなくて、やっぱり検証をした上でどういうことができるかというふうなことを検討していきますという、そういう御趣旨であれば、最初の疑問はそれで解消するんですけれども。

あとは補助制度というもの自体が、そういう意味では省庁の縦割りになってるというふうなことの一つのあらわれなのかなと思うんですけれども、今までは先ほどの局長の説明でいきますと、目的が違うんだから、そもそも別のもんなんだというふうなところでずっと考えておられるんであれば、その省庁の縦割りの問題も地域の現場では生じてない、つまり認識されてないというふうなことになってくるかもわかりませんけれども、今、お話しいただいたように、それぞれの教育振興公社がいきいき事業で全市一律的にやるんじゃなくて、地域ニーズに応じた形で進めていく中でいうと、まさにそういう問題も出てくる可能性があって、補助制度に問題があるんであれば、それはそれできちっと使い勝手のいいもんにしていこうというふうな形で、もちろん声を上げていくということになっていくのかなと思うんですけれども、そこのあたりについてはどのようにお考えなんですか。

**（こども青少年局）**　先ほども申し上げましたように、国のほうは、そういうことで、まず相入れないということで、かなりもうハードルが高いと思います。もともと新システムの考え方そのものが利用料にかわるものとして、介護保険と同じような制度を考えておられますので、保険にかわって税金ということですので、税金を入れてまでするメニューは何なのかということの検討をずっとされてきている中で、いきいき放課後のほうは違う、留守家庭だけにしましょうということで、この間、経過として来ております。

私どもは、とはいえ、これまでの経過からあるので、できるだけ、むしろいきいきで

これからにおけるニーズについて対応したいというふうには考えております。ですから、これ以上、留守家庭のほうを、学童をふやそうということは基本的には考えてはないんですけれども、ただどんどん、まだいまだにやっぱり要るというようなニーズも聞いておりますので、そのあたりのニーズにこたえるためにも、やはりいきいきのほうをということは考えております。

ただ、先ほどから申し上げてますように、ほかの横浜とか名古屋の実態を見ても、先ほどおっしゃった、検証するので、それは入り口は一緒ですねということを言われたら、それは幾らでも検討しますので否定はしませんけれども、かなりこの補助金を25年度から廃止するというようなことのイメージは、もう今、子供さんを学童に行かせておられる親にとっては非常にショッキングな話であるということ、それを御理解いただきたいなと思っております。

**（改革ＰＴ）**　おっしゃってるのは、25年度で留守家庭児童対策事業なるものが大阪市から消滅してしまうというふうな、その部分については少し問題があるんで、その辺の意見は議論としてしておきたいという、そういう御趣旨ですね。

**（こども青少年局）**　25年度以降もなくならないであろうということです。

**（改革ＰＴ）**　25年度、26年度になったらなくしますという意味で申し上げてるんじゃなくて、ＰＴ試案として。

**（こども青少年局）**　はい。ここにそないして書いてますから、この試案がそういうふうに書いてますんでね。

**（改革ＰＴ）**　いや、ですから、そのためにこの議論をやってますから。

**（こども青少年局）**　はい、そうです。

**（改革ＰＴ）**　今はその議論の確認をさせていただいてますので、そういうことですね。

**（こども青少年局）**　それで結構です、はい。

**（改革ＰＴ）**　すんません、財政局長の稲森です。

資料の５ページのこの縦長の表とか、それから６ページのこの表なんかを見ていても、もともと市役所の中の教育委員会と旧の民生局が縦割りでやっていた三つの事業を何らかの形で整理、統合できないかということで、本当に長年の課題で、国の補助制度もこの６ページの表を今の目で見ると、何かあたかも二つの省庁が補助金を二つつくってて、その影響が地方に及んでるのではないかという誤解を生みかねへんような感じがするんですけども、そうじゃなくて、厚生労働省の補助金は昔からあって、文科

省の補助金は大阪市の状況も見た上で後から出てきたということで、まあ言うたら大阪市が縦割りになってることが、国の補助金まで縦割りにしているというのの例やというふうに考えたところからやっぱりスタートしていかなあかんと思うんですね。その中でこども青少年局という局が生まれて、教育と福祉に分かれていたこの子供の施策を１本で考えていこうという形になって、ことしで何年目になるんでしたっけ、局ができて。

**（こども青少年局）**　５年目です。

**（改革ＰＴ）**　５年目でしたっけ。５年になるんで、また今回のこういう改革の動きの中でもう一度考えてみようということで、今、これ、整理していってるところやと思います。

　こちらにおって、ちょっと変なこと言うて恐縮なんですけども、今となっては、この三つの事業にかかってる税等を三つ足すと、今、24年度の通年見込みで31億円ほどあるということになってますけども、とりわけいきいき放課後事業に25億円ほどの税金がかかってるということについてね、まずこのボリューム感というのはどういうふうに感じてはりますか。

**（こども青少年局）**　１校当たりにしたら補助入れて1,000万円なんで、その内訳を見ますと、ほとんど人件費でして、指導員は一応１人、運営指導員ということで11万7,000円ほどですので、年間140万円ほどの報酬で毎日子供を見てもらっているということと、あとプラスで時給870円で指導員を雇っています。それと障害者が特に多いので、障害児を預かるために加配というようなことをやってますので、これを普通の民間でコンペしたら、もっとお金がかかるんじゃないかなとは思っております。

**（改革ＰＴ）**　全児童対策としての施策の部分と留守家庭児童対策としてやってる部分とをどういうふうに、例えば限られたお金の中で絵をかいていくのかということを、いきいきについての公募の検討にあわせて、やっぱり全体的に考えていただきたいなというのが一つあるんです。ですので、ＰＴ試案として、この補助金を廃止するという言葉がどうかというのはともかくとしても、財政局としては、例えばこういうようなボリューム感として、この今のＰＴ案で３億5,500万円の税等を25年度以降、何とか浮かせられませんかというような案になってるんですけども、それは別にメニューについてはね、これは本当に放課後対策としての施策の中で、今の約１割減の税等の中で今のニーズを酌み取っていただいて、どんな絵がかき得るのかというのを体系立てて

整理してもらわれへんかなというふうに思うんです。その中に、例えば本当に基本的な部分は税で、いわゆる無料でやるけども、オプション的なものをどんなもんを考えて、それについては一定の自己負担というのか、そういうのを求めていくのかとか、何かそういう具体的な絵をかいて、その結果が今のその31億円が、この案で言うと27億5,000万円ぐらいになるような何か絵かきができないかなというふうに思うんですけども。

**（こども青少年局）**　もともとそういうことで見直しをしていきたいなというふうに考えておったところですので、この間、この資料につきましては、もうずっと内部でも随分議論してきました。ところが今回の我々の思っていることに対しまして、見直しの考え方がちょっと全然違う角度で提案されたということで、今、非常に我々も驚いておりますし、今のような方向で考える、もともとそういうところを基本にして、ここまではただですよ、あとは有料どうしましょうということを地域の人たちに決めてもらってというようなことで考えておりますので、まずはそこの骨組みをいきいきがやはり中心になるということであれば、そこにどんだけの要素を取り込めるかとかいうのを考えていくために、この１年間こういうことをやりますということで出させていただいておるので、全く違う観点を提案、提示されたというふうにしか考えられないので、それを今、議論させていただいたんですが、今おっしゃっているような意向であれば、そのようなことも考えていきたいなというふうに思っております。

**（改革ＰＴ）**　余り私どもの案と、先ほどのあれでしたら、そんなに実は変わってないのが、いきいき中心でというさっきのお言葉だけが違うような気がするんです、私。公募をして、時間延長をして、学校をできるだけ開放して、空きスペースがあれば厚労省の補助ももらえる、それと空きスペースがなければ、いろいろと学校が貸してくれないという問題があろうかと思うんですけども、普通は授業が終われば、そこはもう空きスペースだと私は思うんですね。そこをなかなか貸してもらえないというような制約とかもあるというふうにも聞いておるんですけども、基本的にはそういうことをできるだけ規制緩和して、時間延長もして、公募でやれば、基本的にはもう留守家庭児童対策もいきいきもないということになりまして、この小学校区で一つそれがあれば運営できるんではないかということで、この案を出させていただいてるということで、留守家庭児童はなくなりませんということではなくて、それはもう大阪市としたらそこ一つを認めるということだと思うんです。留守家庭児童対策を別の部屋でそれぞれ

の民間施設でやっていただく、それはもう大阪市としては助成はしていかないということ。それは公募をして、その場所で小学校区に一つそういうものを時間延長している、そういうものがあればいいんじゃないかと、それが学校でするのが一番安上がりじゃないかなと思ってるんですけども。

**（こども青少年局）**　留守家庭にしましても７時以降やってたり、障害児を受けてたり、高学年まで受けております。それを今の学校のところを使う使わない、先ほどおっしゃったように、かなりそういうところを使わせるかというのにつきましては、私どものほうはなかなか難しいんではないかというふうに思っておりますが、やっぱり今の考え方では、それを大阪市に求めてやると、どっちを取るんやといったら、それは留守家庭を取るということをおっしゃってるんじゃないかというふうにしか思えないんです。そこが大分ちょっとやっぱり軸が違うんじゃないかなというふうに思うので、そこは少し違うような気がします。

**（改革ＰＴ）**　議論であれなのは、一つは児童いきいきって、行政主体の事業なんですよね。それで、あと留守家庭事業というのは、対策事業ということで補助を打つというのが行政の仕事なんですけど、基本は民間サービスなんですよね。ですから、書き方でちょっと確かに誤解を与えるというのは、行政サービスに何か民間サービスを集約するみたいなイメージが描かれたんですけど、基本はいきいきという行政サービスを充実したときに、そういう同種の民間サービスへの補助というのを一体どう考えるんですかということとか、あるいは行政サービスで今まで外部団体も含めて行政が主体やったとこに民間の主体を取り込むのをどう考えるとか、何かそういうことからという感じがするんですね。民間サービス自体がなくなるということはないと思うんですけどね。

**（こども青少年局）**　ただ、そこの民間サービスのところを拡充しようというのが国の方向でもありますし、補助金が入るという制度がございますので、あるにもかかわらず、ここでそうしたから、こちらの補助は打てませんよということにはならないんじゃないかと。

**（改革ＰＴ）**　ですから、それはトータルとして行政サービスとか、いきいきを充実する中で民間サービスに対する支援というのが、国はそういう動きかもわからへんけども、オール大阪の中でどう考えていくかという問題かなと。

**（こども青少年局）**　あとは、多分それだけのことをやりますと、本当に全部入れたから

といって、何というんですか、また指導員は別に要りますんで、このままその分がなくなったからって、この額が浮くというわけではございません。とりわけ、今の学童でやってる例えば障害者のほうだけでも、今、小学校だけでも100何人おると。３対１で加配というのをやれば、それだけでも5,000万円要ると。そういうようなこともありますんで、やはり実態をもう少しシミュレーションしながら、その理想はすごく高いことをおっしゃっていただいてると思うんですけれども、そこに至るまでをきちっと検証して、時間とのこともございますので、まずはできるところからやらせていただきたいというのが私どもの思いでございますので、その辺につきましてはよろしくお願いしたいと思います。

**（改革ＰＴ）**　市政改革総合調整担当部長田中です。

少し議論がかみ合ってないまま進行してるような印象がございます。いわゆる先ほど谷川が申し上げましたように、制度的にできないことと課題的にクリアするのに時間がかかるということはちょっと違うと思いますので、まず本当に根本的に解決できない課題があれば、これ、何ぼ時間かけても無理ですので、それがあるんかないんかと。それと、ただ25年にこの改革案を全部飲めるか飲めへんかという判断をすぐ迫るといったら、これ、ノーという答えしか返ってこないと思うんですけど、いわゆるもう少し時間をかけてやるとほぐれるための時間、局長がおっしゃってるように、絶対学童が残る部分があるというのは、それは局としての整理と思うんですけど、そのプロセスの中で、例えば今言うたお金のかかるとかいう、これ、体系立って逆に言えば整理していただかないとなかなか議論が、この点はこの理由があってだめや、この点はこの理由があってという、何か一つずつつぶし合いをしても意味がないので、公的にできない部分とか、絶対できない部分と、解決するけど時間がかかる部分とか、ちょっとそういうきちっとした切り分けで議論せんと、きょう、何か議論がかみ合わないまま進捗しそうな気がするんですけど。

**（こども青少年局）**　それはちょっと今おっしゃってる意味が、これまでわからなかったので、そういうことを今からしましょうと、これはわかりますので、それをしていけばいいんじゃないかと思いますけれども、そういう実情について、どこまで御理解いただいた上でこれを議論してるのかというのをちょっとお聞きしたかったということですので、その辺につきましては、ぜひ実情、実態につきましても御理解をいただきたいというふうに思います。

**（改革ＰＴ）**　実情について理解するためにこの議論をしてるということで御理解いただければいいと。

**（こども青少年局）**　わかりました。はい、済みません。

**（東成区長）**　今、大体最後、答え御一緒になってきたと思うんですが、現場の人間の感覚だけ、最後に申し上げたいと思います。

書き方の問題っていろいろありまして、例えば40年間にわたって、ある意味、市民の人が学童保育という制度を形づくってこられて、何らかのニーズがあって、これ、かなり高額ですよね、２万円払ってでも行かせようと、そこが何なのかというのをこれから形づくっていこうとするものの中にどう落とし込めるのかというのが一番大事な議論だと思いますので、逆に言うと、学童が何をされてきて、何が重要で、今まで行政が考えてきたものとどこが違うのかというのを十分、それこそ親御さんのニーズとか、子供さんのニーズというのを考えていかなければならないなというのが１点と、あともう１点は、やっぱり学校だけで包摂、確かに学校でできれば最高ですけど、なかなか児童の問題、例えば待機児童の解消でも、保育ママでもお願いせないかんという状況の中で、やっぱり子育てについて学校で包摂できないものが出てきたときに、どう工夫ができるのかというのを十分議論していかないと、結局はニーズを拾い切れなかったということになりかねないのかなというの、その点だけちょっと思いましたので、そこを局のほうも考えてもらって、一番いい方策が見つかればなというふうに思います。

**（橋下市長）**　これはずっと基礎自治体の長という立場ではなくて、知事として子育て新システムの関係で話をしてて、こども園の話と、何かあのときの議論が今、市役所で局長１人で文科省と厚労省の立場を何か１人で２役されてというようなことなんですけど、局長の思いはわかりました。わかったんですけど、これ、単純にまずちょっとお聞きしたいのは、学童保育というのは学校施設ではできないんですか。

**（こども青少年局）**　できます。

**（橋下市長）**　よくこれは普通の市民感覚で一番この行政の縦割りの象徴として掲げられたのがこの問題でね、よくありましたよね。学童保育ともう一つ、いきいきって名前はちょっと知らなかったです、こうやって何か真ん中に敷居があって、そうしないと補助金が出ないと。でも、何か役所のほうから検査が来ないときには、その敷居をばっとあけて１部屋にしていると。何やねんというのが普通の感覚なんですよね。

**（こども青少年局）**　おっしゃるとおりです。

**（橋下市長）**　まず、ちょっといろんな話を聞きますとね、先ほどの議論で福祉局のほうの話では、老人憩の家という施設があって、そこに老人憩の家って看板を掲げなきゃいけないと。何ですかと言ったら、基準でどうの。そんなんやめということでさっき決めたんですけどもね。じゃあ、学校の施設がなかなかうまく借りられないとか何とかというのは、それは今度、行政のこっち側の立場の話ですから、それはルールを変えればいいだけの話ですよね、時間とか。

**（こども青少年局）**　そこがですね、かなりハードルが高いというのが。

**（橋下市長）**　いや、だからそれを変えるじゃないですか。ええ。それは教育委員会の方が何か言うわけでしょう。

**（こども青少年局）**　要は、学校施設は教育委員会の管理ですから。

**（橋下市長）**　そこは、だから最後、予算の執行の関係で僕がそういうのを持ってるわけですから、それは話を聞いて、おかしいということだったら変えればいいわけですから、まずそういう話はもう置いといて、さっきも老人憩の家の看板は、みんなおかしいと思ってたけど、やっぱり役所の組織の中でルールを守るというのが無理だったんで、もうそれやめましょうといって、僕の立場だからそれが言えると思うんですね。だから教育委員会の話でも、この子供を預かるという話で何かルールが教育委員会のほうがいろいろ言ってるんだったら、それは僕の持ってる権限の範囲でできる範囲のことはそれはやるとして、施設管理は向こうのものかもわかんないけど、予算執行は僕にあるわけですから、その話でやるというのは当然やります。

　要は、学校であったとしても何だろうか、子供を預かって、あとはメニューと障害のある子供とか、いろんな話なんですけども、それは何がどうなってできないのかがちょっとよくわからないんですけどもね。要は学校の中で、あとメニューだけの話なんじゃないんですか。

**（こども青少年局）**　ですから、今やってる学童の人たちは、自分たちが指導員を雇って、その指導員さんも大体200万円、300万円ぐらいのお金で、中心を取る常駐の人がそれぐらいの単価でやっておられて。

**（橋下市長）**　学童のほうが。

**（こども青少年局）**　はい。２万円という高いお金を出しながら、メニューもあれですし、保護者の方の関心も非常に高いと。先ほど申しましたように、いきいきというのは、

できるだけ学校を開放して、子供たちを自由にそこで遊ばそうという趣旨なんです。ですから、そこの子供たちに、これから宿題タイムぐらいは設けたりはしますけれども、これから宿題をやりますからといっていろいろ言うのではなく、むしろ学校というところで自由に遊んでねというのが趣旨なので、そこのカルチャーはかなり違うのではないかなというふうには、実態的には思っております。

**（橋下市長）**　それはでも、趣旨はだれが決めたんですかね、そういう趣旨は。そのいきいきのその趣旨というのは、だれが決めたんですかね。

**（こども青少年局）**　いきいきは大阪市で決めております。

**（橋下市長）**　いや、保護者のニーズが、もしもうちょっと勉強を教えてよとかですね、もうちょっとこういうことをやってよということのニーズの中で、それにこたえるような。

**（こども青少年局）**　正直申し上げて、全部アンケートをしました。やはりいきいきに行かせてる保護者の方は、そういう子供を預かってくれるところがあるということで、まあ満足されているから行かせてる。学童に行かせてるところは、やはりそこにそういう質の高いところとかに非常に満足されてて、自分たちもいろいろと意見も言いもってやってるというようなところがあるので、二つあることによって、結局選択が分かれてるのではないかなというふうには思っております。

ですので、幾ら働いてても、時間外はおじいちゃん、おばあちゃんに見てもらえる人はどっちを選んでもいいんですけれども、質が高いところがよければ、質が高いと言ったらおかしな言い方ですけれども、メニューに重点を置いてるところは学童のほうに行かれますでしょうし、ちょっと遊び場が欲しいとか、終わってからそのまま友達と遊ぶんだという子たちは、そこに行ってると。両方行ってる子もいるんではないかと思います。

**（橋下市長）**　そうすると、その学童のほうでやってる、２万円取ってるということになると、相当中身はかなり充実したことをやってるわけなんですかね。

**（こども青少年局）**　というふうには思います、はい。

**（橋下市長）**　そしたら、僕の発想でいっちゃうと、高校の授業料無償化のこともそうだったんですけど、お金ある人が、じゃあそういうところを選べるということになっちゃうんですかね。

**（こども青少年局）**　それもなきにしもあらずではないかと思います。

**（橋下市長）**　うん。だから、それを小学校、中学校のこの段階で、どうなんでしょうね、そのお金のあるなしで、今言ったその２万円で物すごいメニューがそういうものである。じゃあ、いきいき行かせてるほうの保護者で、ただだからしようがないからいきいきで、もしお金があったらみんな学童に行きたいというニーズなんでしょうかね。

**（こども青少年局）**　済みません、ちょっと実態的なことを言わせてもらいますと、お金があるからだけではなくて、先ほど言った学童保育のやってる時間帯、７時とか８時とか、ひとり親家庭も実は非常に多いです、学童保育を利用してるのは。

**（橋下市長）**　はい。

**（こども青少年局）**　やっぱり当然働かなきゃいけないわけですので、その部分でというのがかなり大きいと思います。

**（橋下市長）**　いや、ちょっとさっき局長の話だと、中身の話なのか、時間延長の話なのか。

**（こども青少年局）**　両方です。

**（こども青少年局）**　時間延長の要素は大きいとは思います、かなり。

**（橋下市長）**　ああ、そうなんですか。

**（こども青少年局）**　ちょっと次のやつ、次の話。

**（橋下市長）**　はい。

**（こども青少年局）**　さっきのちょっと障害児の部分なんですけど、いきいきはすべての児童の居場所ということで、今もう大阪市が決めて始めてますんで、結果として障害児、多くの支援を要する児童が参加されてます。これ、いきいきを始めたころは、そんなに数は多くなかったんですけど、今はもう2,000人を超えて参加しておりまして、障害の対応というのはいろいろさまざまですんで。

**（橋下市長）**　障害のレベルというとあれですけど、発達障害とか、そういうのじゃなく身体障害も全部入れてのですね。

**（こども青少年局）**　もうすべてです、はい。すべての児童ということで。

**（橋下市長）**　どれぐらいのそしたら補助員というか、基準なのか。

**（こども青少年局）**　一応、３人の障害児に対して１人の指導員をつけよという基準は持っているんですけど、先ほど申したように、例えば発達障害児であれば、突然どっか出ていっちゃったりとか、ずっと寝たままの子とかですね。これ、さっき１教室と言いましたけど、別に保健室を借りて、それがいきいき活動なのかというのがあるかも

しれませんけど、現実としてやっぱりそこに対して１人の指導員だけでも足りない、例えば30分ごとに排尿をさせなあかんとか。こういう、もともとそういうことを想定せずに始めた事業でしたんで、これまでやっぱり実は振興公社でそういう積み上げてきたノウハウを指導員の人海戦術というか、そういうのでもってたり、あるいは本部が現場で保護者と巡回してお子さんの様子を聞いたり、学校に聞いたりとか、そういうのでやってきたということで、そこにかさむ経費は非常に大きいですし、実態がバラエティーに富んでるんで、公募に出すときにそれ全部やるようにと、契約仕様だけで全部クリアできるかというと、やっぱり先ほど言った、一度検証させてほしいというところですね。学校施設とのマッチングとか、保護者とのマッチング、いろいろあると思います。

**（橋下市長）**　じゃあ、学童のほうに行かせてる保護者のほうは時間延長というところに重きが、中身ももちろん重要であるにしても、時間延長がということであれば、それはいきいきの時間延長で、いきいきという名前は使うか使わないかは別にしても、そちらのほうで、学校でやるほうで時間延長するということでも対応は可能なんですかね。

**（こども青少年局）**　ですから、一定は吸収できると思います。

**（橋下市長）**　そうすると、あとは、でも先ほどの話だと、やっぱり中身の話で選んでる場合もあるということなんですね。

**（こども青少年局）**　それもあると思います。

**（橋下市長）**　その中身のところは、じゃあ名前は別として、この学校のやってるほうのね、文科省の補助金でやってるほうでもっと中身を充実させることはできないんですか。

**（こども青少年局）**　充実はさせれますけど、お金をとってであればというふうに。また、お金もかかりますから、中身をあれしますと。

**（橋下市長）**　お金を取るほどぐらいの、やっぱり中身の充実に学童はなっていくわけなんですかね。いや、何となく、だからあんまりお金があるほうで、中身というふうに言われてしまうと、何かお金があるなしで放課後の子供のまたその差が生じることを助長するというのも、何か厚労省と文科省はそういうことを余り考えずにこっちが重要、こっちが重要と言うんでしょうけど、何かそこがしっくりこないようなところがあるなと思いますけど。

**（こども青少年局）**　確かに学童のほうにつきましては留守家庭ということで、いろんな事情があるというのもあるのかもしれません。国のほうも、むしろ指導員のもっと強化とか、質のアップということをすごく言われておりますので、そのあたりが留守家庭はいろんな人が行っておられるというのは確かですが、少なくとも時間帯がそうであるということです。

**（橋下市長）**　元に戻るんですけど、今度、いきいきというところでは負担を求めることはできるんですかね。

**（改革ＰＴ）**　できるんじゃないですか。何か問題がありますか。

**（こども青少年局）**　今、無料ですので、まずは時間延長の部分の有料化を図っていきたいと思っております。あと、コアの部分をどうするかなんですけれども、それも、ですから低所得者にどういう配慮をするのかとか、そういう収入によってそれを決めるのかどうかというようなことで、その事務とか、そこに経費が、システムとかに経費がかかるのかどうかとかというのはちょっと検証しないといけないなとは思っております。3,000円ぐらい取ってるようなところもあるかなと思いますので、それは次の段階かなとは思っておるんですが、500円、今、保険料ということで取っておるんですけれども、一方で私どもにしましたら、生涯学習ルームなどで一般の市民の方に貸してるというのは、学校施設ですから、そこでもうけてはいけないということで無償で貸しているということに対して、子供たちが学校を放課後使うのに有料というのがちょっとどうなのかなと。

**（橋下市長）**　それはまたルールの話ですもん。

**（こども青少年局）**　その事業に対してですんで、おっしゃるように中身にもよると思いますけれども。

**（橋下市長）**　だから、文科省と厚労省の管轄のひっくり返ったこども園の話で、文科省側のほうが教育だって、幼稚園で教育だと言ってるのに、こっちは今、学童のほうが、ある意味、中身だという話になって、保育所のほうはあっちで保育だというのが、今、ひっくり返ってという。何なんですかね、何かやっぱり、わかりましたけどもね、局長の言い分は。

**（こども青少年局）**　この問題はもう何年もそういうことで長年検討して、今やっとその検証をしようということで、一たん直接にやらせていただいたことに、24年度から、今からやってますんで、この１年間ちょっといろんなところの問題点の整理を再度さ

せていただければと思っております。

**（橋下市長）**　だから、やっぱりいろんな理屈の中での行政的な手法で行ってしまうと、やっぱり幼稚園と保育所というのが一緒にならないという話になるんだけども、でも行政から離れたほうから見ると、いやいや、それはもう一つにまとめてよというところがあるんですけれどね。

**（こども青少年局）**　ただ、ある意味では今の状況というのは、例えば子どもの家なんかは、保育所でそのまま預かってもらってるということであれば、上の兄弟が小学校に上がっても、子供さん、下に保育所にいれば、一緒に迎えに行けるとか、そういう意味で言うと。

**（橋下市長）**　いろんなオプションの。

**（こども青少年局）**　いろんなオプションという意味では、割と補完的な。ですから先ほど言いましたように、留守家庭というのはあくまでも補完的な制度として私どもは思っておりますので、これ以上ふやさないように、いきいきのほうを何とか形にはしていきたいと。ただ、いっぱいオプションであるべきもので、国の制度であるものを補助金をカットすることによっていきいきに誘導するというのはちょっと違うんではないかなというふうな感じは思っております。

**（橋下市長）**　そしたらあれですかね、また行政的に詰めてもらいますけど、留守家庭のほうは、これ２万円取るのをやめてもらって、無料でやってもらうということを前提に広げてもらえれば、いきいきをとるのか、留守家庭とるのか、ユーザー側としては同じ同条件になりますからね。だから留守家庭のほうで、それは取らない中で事業を組み立て、いきいきのほうでも留守家庭のほうでも時間延長の部分は同条件にしてもらって、あと。

**（こども青少年局）**　ただ、国の補助金のいわゆる考え方が、３分の１を保護者負担、残りを国と市で持ちましょうという。

**（橋下市長）**　ああ、もうそうなってるんですか。

**（こども青少年局）**　考え方になってますので、そこをしないままにというのは、ちょっとこれまた問題があるということで、かなり悩ましいです。

**（橋下市長）**　結局、堂々めぐりになっちゃうんですね。

**（改革ＰＴ）**　こっちはやっぱりしにせの事業なんで、昔からのそういう３者で分けてというのでやってますから。

（**橋下市長**）　谷川さん、これは出口はどう。

（**改革ＰＴ**）　冒頭、議論ありましたように、25年度にこれがなくなるということに対してすごく御意見があったというふうに、きょうの議論で受けとめてますんで、基本的にオプションを広げるというか、いきいき放課後事業活動のオプションを広げていって、ニーズに応じて有料化も検討していくということで全体としての事業としての見直し効果を出していただくという、そういう方向性については一定同じ方向性を見出せたのではないかなというふうに理解はしております。

局長、よろしいですか、今申し上げたようなことで。

（**こども青少年局**）　今言われた、この額ありきのことで言われますと非常に、これだけ見直せということありきですと、ちょっとなかなか。

（**改革ＰＴ**）　いや、ですから、ここの額と申し上げてるんじゃなくて、有料化とか、そういうふうないきいきのオプションを広げていただいて、そっちも選択していただき、そのオプションを広げる中で特別のサービスをというふうなことであれば有料化も考えていただく中で、全体として削減効果を出していただくというふうな方向で検討していただくということについては同じ方向性だということで、ここに書いている額を削減せえとは申しておりません。

（**こども青少年局**）　もともとそういう方向でやろうと思ってたところですんで、ちょっとすごく書き方が違ってたんで、ちょっと戸惑ったというとこですけど、結局そういうことで直接実施にしたということは、そういう課題認識があるからしたということについては、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

（**橋下市長**）　細かなことなんですけども、いきいきのほうって所得は関係ないんですか、全員無料なんですか、どんな所得の家庭でも。

（**こども青少年局**）　全員無料です、今は。

（**橋下市長**）　だから、結局、何か行き着くところ、補助がこう分かれてるから、同じ料金に分けて、低所得者の人には減免かけて、あとは主体はいろいろなところでやってねということになればいいわけですね、本当はね。

（**こども青少年局**）　かといって、すごい高いお金が取れるわけでもないので、その所得を把握するのがまたシステム、そういうのをちょっとまたどんだけお金がかかるかというのも一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

（**橋下市長**）　わかりました。